

公 告

次のとおり一般競争入札(事後審査型)〈低入札価格調査制度対象工事〉を行うので
公告します。

令和4年11月3日

株式会社ひろしま港湾管理センター
代表取締役社長 松本 幸之

1 調達内容

- (1) 業務名
広島観音マリーナ海上棧橋Bバース新設工事(広島県受託緊急工事)
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約の日から令和5年4月30日まで
- (4) 履行場所
広島市西区観音新町4丁目14番6号 外
- (5) 入札方法
契約期間全体の総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された各項目の金額に当該金額の10パーセントに相当する金額をそれぞれ加算した金額(10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

土木工事一式について、それぞれ次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

(資格要件)

- (1) 令和3・4年度の広島県建設工事一般競争入札参加資格を認定され、その格付けの等級がAの者であること。
- (2) 県内に主たる営業所を有する者であること。
- (3) 特定建設業許可を受けていること

必要

(技術要件)

- (1) 平成19年4月1日から公告日前日までの間に完成検査を受けている、広島港内にお

ける海上施工による鋼管杭打設工事又は浮棧橋工事の元請施工実績を有する者であること。(受託先は広島県又は㈱ひろしま港湾管理センター)

- (2) 土木一式工事について、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者であること。

3 入札手続等

注意：緊急工事のため、入札前の期間が非常に短くなっています。

- (1) 入札説明書及び仕様書等の入手方法等

ア 入手方法

当社ホームページ (<http://www.h-port.co.jp/>)

【発注情報】 → 【入札等公告】 → 【資料】 からダウンロードすること。

または、下記イの場所で直接受け取ること。

イ 交付場所

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 14-6

㈱ひろしま港湾管理センター マリーナカンパニー（広島観音マリーナ）

電話 (082) 234-7710

ウ 入手期間

令和 4 年 11 月 3 日（水）から令和 4 年 11 月 7 日（月）まで

上記イの場所での交付については、火曜日を除く午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間、随時交付する。

- (2) 仕様書に対する質問がある場合は、次により書面を提出すること。

ア 提出場所

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 14-6

㈱ひろしま港湾管理センター マリーナカンパニー（広島観音マリーナ）

電話 (082) 234-7710

イ 提出期間

令和 4 年 11 月 4 日（金）から令和 4 年 11 月 7 日（月）までの午前 9 時から午後

4 時 30 分まで

ウ 提出方法

持参により提出

- (3) (2)の質問に対する回答書は、当社ホームページ (<http://www.h-port.co.jp/>)

【発注情報】 → 【設計図書に対する質問・回答書】 からダウンロードすること。

または、下記アの場所で閲覧すること。

ア 閲覧場所

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目 14-6

㈱ひろしま港湾管理センター マリーナカンパニー（広島観音マリーナ）

電話 (082) 234-7710

イ 閲覧期間

令和4年11月5日(土)から令和4年11月8日(火)まで

上記アの場所での閲覧については、火曜日を除く午前9時から午後4時30分まで

(4) 入札及び開札

ア 日時

令和4年11月9日(水) 午前10時00分

イ 場所

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目14-6

(株)ひろしま港湾管理センター マリーナカンパニー (広島観音マリーナ)

電話 (082) 234-7710

4 資格要件について

開札手続き終了後に、第一落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとし、提出を求める資格要件確認書類については入札後に別途依頼する。また、必要に応じて第一落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。

5 その他

公告に記載のないものについては、共通事項による。

6 問い合わせ先

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目14-6

(株)ひろしま港湾管理センター マリーナカンパニー (広島観音マリーナ)

電話 (082) 234-7710

㈱ひろしま港湾管理センター

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

《低入札価格調査制度対象工事》

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置、下請制限措置となっていない者であること。
- (2) 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。
- (7) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 取締役等役員及び従業員が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者である。又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与している。
 - イ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている。
 - ウ 役員が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有している。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用などしている。

2 入札方法等

- (1) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (2) 提出された入札書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (3) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ ㈱ひろしま港湾管理センター代表取締役社長において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
 - カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
 - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ク 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
 - ケ 入札書の表記金額を訂正して入札したとき。

3 入札保証金

免除する。

4 落札候補者の決定方法

- (1) ㈱ひろしま港湾管理センター建設工事等執行規程第8条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を第一落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、第一落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて第一落札候補者を決定する。
当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

5 資格要件確認書類の提出

- (1) ㈱ひろしま港湾管理センターは、改札手続きの終了後、第一落札候補者に対して、公告に定める資格要件を満たすものであるか確認するための書類（以下「資格要件確認書類」）の提出を求めるものとする。
資格要件確認書類の内容及び提出期限は㈱ひろしま港湾管理センター代表取締役社長が定めるものとする。
- (2) ㈱ひろしま港湾管理センターは、必要に応じて第一落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができるものとする。
- (3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が、審査の結果次のアからエのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。
 - ア 定める期限までに全ての資格要件確認書類を提出しない場合
 - イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記入があった場合
 - エ 提出した資格要件書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合

6 落札者の決定方法

- (1) 低入札価格調査制度の対象工事である。
- (2) 第一落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事等の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者と決定し、その旨を通知する。
- (3) 第一落札候補者について、資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者が資格要件を満たしていないことを決定し、その旨を通知する。
以下、落札者の決定をするまで順次、資格要件を満たしていないことを決定された者を除く最低価格入札者から第5条の規定に準じて資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を行うものとする。
この場合において、資格要件を満たしていないことを決定された者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、予め行ったくじ引きによって選ばれた一人の入札者について、優先的に審査して資格要件の確認を行うものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合は、(2)(3)の規定による審査に加えて低入札に係る調査を行った上で決定する。（別紙「建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準」を満たす者でなければ落札者としな）いものとする。

6 契約保証金

請負代金額の10分の1を納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、又は㈱ひろしま港湾管理センター代表取締役社長が必要ないと認める場合には、契約保証金の納付を免除する。

7 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 同種業務の履行実績における官公庁とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 国及び地方公共団体
 - イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
 - ウ その他、ア又はイに準ずる者

建設工事等の低入札価格調査制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、株式会社ひろしま港湾管理センター建設工事等執行規程の適用を受ける建設工事のうち、競争入札による工事に係る入札において、低価格入札があった場合の事務手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「調査基準価格」とは、第4条の規定により設定した金額をいう。

2 この要綱において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る入札をいう。

3 この要綱において「低価格入札者」とは、低価格入札を行った者をいう。

4 この要綱において「総額失格基準価格」とは第5条の規定により設定した金額をいう。

(適用対象工事等)

第3条 この要綱は、予定価格(請負対象設計金額:消費税及び地方消費税相当額を含む。)が1,000万円以上の工事に適用する。

(調査基準価格)

第4条 競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなる恐れがあると認められるときの判断基準として調査基準価格を設定するものとする。

2 前項に規定する調査基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額とし、端数については税抜金額の1,000円未満を切り捨てるものとする。

A: 当該工事の調査基準価格(税込)

$$= [a + b + c + d] \text{ (税抜: 1,000円未満切り捨て)} \times 110 / 100$$

a: 当該工事の直接工事費 $\times 9.5 / 10$ (税抜: 1円未満四捨五入)

b: 当該工事の共通仮設費 $\times 9 / 10$ (税抜: 1円未満四捨五入)

c: 当該工事の現場管理費相当額 $\times 9 / 10$ (税抜: 1円未満四捨五入)

d: 当該工事の一般管理費等 $\times 5.5 / 10$ (税抜: 1円未満四捨五入)

3 前項の規定により算定した額を調査基準価格とすることが適当でない場合には、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で適当な割合を乗じて得た額とし、端数については税抜金額の1,000円未満を切り捨てるものとする。

(総額失格基準価格)

第5条 競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときの判断基準として総額失格基準価格を設定するものとする。

2 前項に規定する総額失格基準価格は、次の算式により得た額とする。ただし、その額が当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額を超える場合には、当該工事の予定価格に10分の7を乗じて得た額とし、端数については税抜金額の1,000円未満を切り捨てるものとする。

A：当該工事の総額失格基準価格（税込）

$$= [a + b + c + d] \text{ (税抜：1,000円未満切り捨て)} \times 110 / 100$$

a：当該工事の直接工事費 $\times 9.5 / 10$ （税抜：1円未満四捨五入）

b：当該工事の共通仮設費 $\times 9 / 10$ （税抜：1円未満四捨五入）

c：当該工事の現場管理費相当額 $\times 6 / 10$ （税抜：1円未満四捨五入）

d：当該工事の一般管理費等 $\times 3 / 10$ （税抜：1円未満四捨五入）

3 前項の規定により算定した額を総額失格基準価格とすることが適当でない場合には、予定価格の10分の7を乗じて得た額とし、端数については税抜金額の1,000円未満を切り捨てるものとする。

(調査基準価格の記載)

第6条 予定価格調書の作成にあたり、入札書比較価格が記載された行の下に具体的金額を「調査基準価格 $\text{¥}○○$ 」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格の100/110 $\text{¥}○○$ 」と記載しておくものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 一般競争入札については入札公告により、指名競争入札については指名通知等により、次のことを記載して、入札参加者へ周知するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 低価格入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 低価格入札者は必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 低価格入札者は、別に定める「建設工事競争入札に係る低入札価格調査マニュアル」（以下「マニュアル」とする。）に基づく調査に協力すべきこと。

(5) マニュアルに基づく調査の結果、別に定める「建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準」のすべてを満たさない場合は、落札者とならないこと。

(6) 第2条に規定する低価格入札者と契約する場合の措置の概要

(入札の執行)

第8条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札者に対して「調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知又は連絡する。」旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施等)

第9条 低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるかどうかを具体的に判断するため、入札の終了後、直ちに調査を行うものとする。

2 調査に当たっては、次の各号の資料の提出を求めるものとする。

- ①当該価格で入札した理由を記したもの
- ②再委託する場合の委託業者の見積書
- ③工事等の内訳書（入札時に提出を求めている場合）
- ④その他社長が必要と認めたもの

3 前項の調査を行っても、なお疑問の残る入札価格については、低価格入札者に対して、必要な事項を定めて追加調査ができるものとする。

(落札者の決定等)

第10条 前条に規定する調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされると判断された場合には、当該入札者を落札者とする。

2 前条に規定する調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断された場合には、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な申込みをした他の入札者のうち最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が当社にとって最も有利なものをもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは、同様の調査を経るものとする。

3 審査会において、第1項及び第2項の規定に従って落札者を決定するものとする。

4 第3項の決定の後、落札者に対しその旨を通知するとともにその他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。この場合において、落札者以外の入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

附則① 平成29年1月11日施行

附則② 令和元年7月17日改正施行。また、工期末が令和元年10月1日以降の工事を施行の対象とする。

附則③ 令和2年7月1日改正施行